七(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称
（変更前）一般財団法人尾道海技学院
（変更後）一般財団法人尾道海技学院　尾道海技大学校
(二)　登録船舶職員養成施設の種類

変更前	変更後
六級海技士（航海）第一種養成施設	六級海技士（航海）第一種養成施設
六級海技士（航海）第二種養成施設	六級海技士（航海）第二種養成施設
内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設
	内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設

(三)　変更年月日　平成二十八年七月一日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　ボート免許講習センター株式会社
(二)　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所
（変更前）東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル
（変更後）東京都八王子市東町一の十四のH
(三)　代表者の氏名
（変更前）池谷　礼
（変更後）古口　太基
(四)　登録操縦免許更新講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）東京都世田谷区代田五の二十四の十一
（変更後）東京都八王子市東町一の十四のH
(五)　変更年月日　平成二十八年六月一日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　ボート免許講習センター株式会社
(二)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所
（変更前）東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル
（変更後）東京都八王子市東町一の十四のH
(三)　代表者の氏名
（変更前）池谷　礼
（変更後）古口　太基
(四)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地
（変更前）東京都世田谷区代田五の二十四の十一
（変更後）東京都八王子市東町一の十四のH
(五)　変更年月日　平成二十八年六月一日

登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

(一)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
(二)　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所
（変更前）静岡県静岡市清水区折戸三丁目十八番一号
（変更後）神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地
(三)　代表者の氏名
（変更前）加藤　敏文
（変更後）野崎　哲一
(四)　変更年月日　平成二十八年四月一日

登録電子通信移行講習事務の廃止に関する公示

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「一部改正法」という。）附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の七の規定により次の登録電子通信移行講習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、一部改正法附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十八年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

(一)　登録電子通信移行実施機関の名称　一般社団法人広島海技学院
(二)　登録番号　第一号
(三)　廃止年月日　平成二十八年六月二十日

国家試験

平成28年度土地改良換地士資格試験の実施について

平成28年度土地改良換地士資格試験の実施について、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月22日

農林水産大臣　森山　裕

1　試験の実施期日　平成28年10月23日（日）午前9時30分から午後4時30分まで
2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、筆記の方法で行う。
(1)　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識
ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの
イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの
(2)　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務
ア　換地計画書の作成に関するもの
イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの
3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成28年7月22日（金）現在において施行されているものとする。
4　試験の場所等
(1)　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市
(2)　受験地の指定　(1)のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。
(3)　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、書留郵便で、変更受験地及びその理由を平成28年９月15日（木）までに届け出ることとする。